

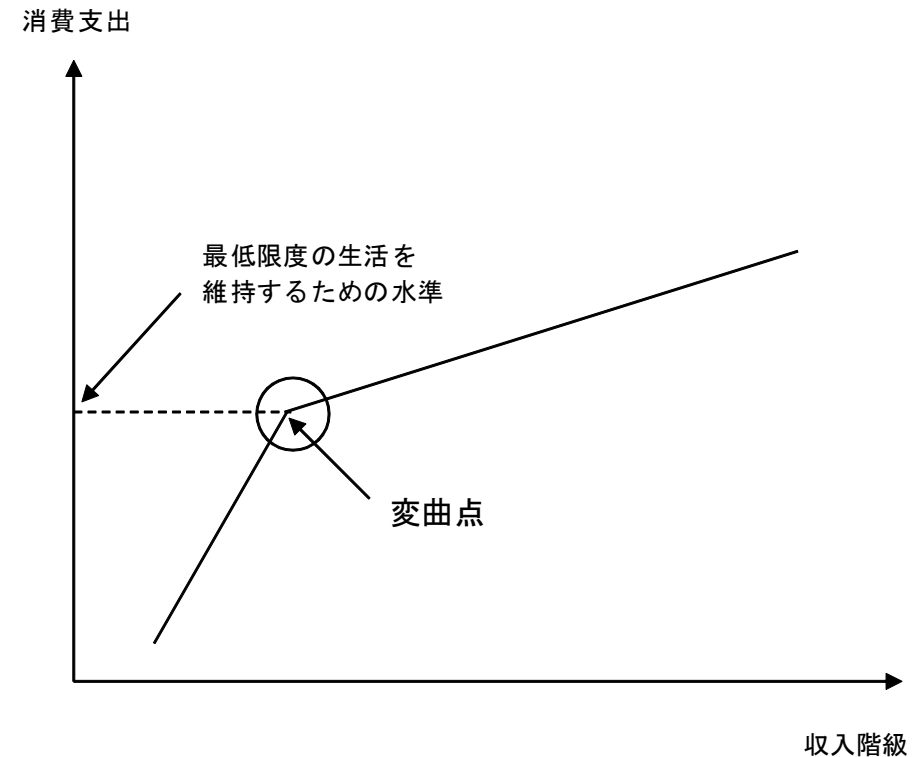
現行の検証手法の課題について (参考資料)

家計調査特別集計結果の分析による生活保護基準の水準の検証について

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであることは既に認められており、この点については昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申においても言及されているところである。
- 生活保護基準の水準評価については、同意見具申において、当時の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであり、その水準の検証に当たっては、「変曲点」という概念を用いたものである。

(変曲点について)

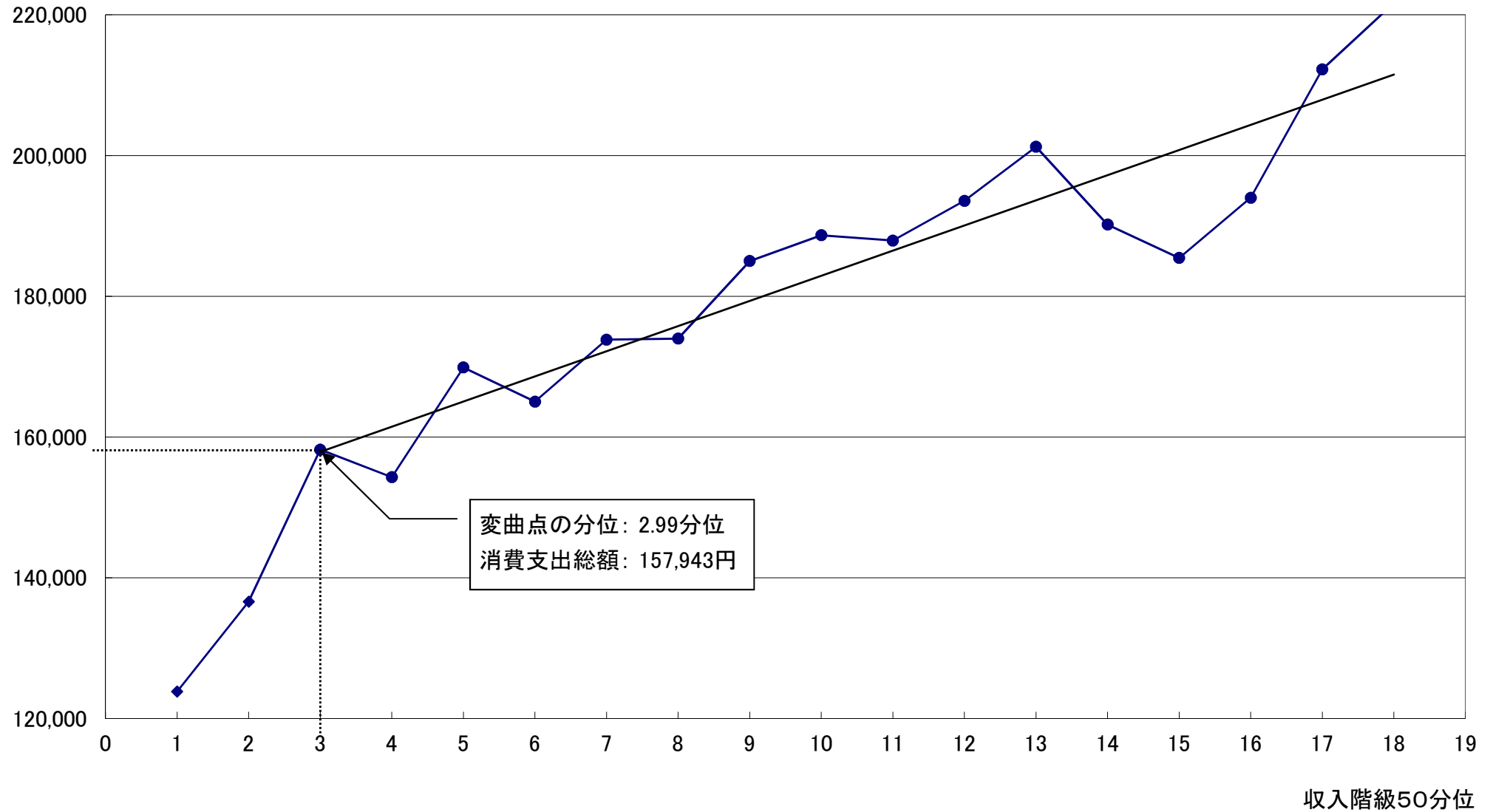
- ・ 収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出はゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでのゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位あることが認められる。これを「変曲点」と解釈する。
- ・ 社会的に必要不可欠な消費水準があると仮定すると、所得が減っていても、この消費水準を維持しようとするが、ある水準の所得を超えて低くなると、この消費水準を維持できなくなり、急激に消費水準が低下するため、このような「変曲点」が生じると解釈できる。この変曲点を境として、以下の水準では最低生活を営むことが難しくなるものと考えられる。



昭和54年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額
(勤労者4人(有業1人)世帯)

昭和54年
消費支出総額

消費支出額(円)



モデル世帯(夫婦子1人世帯)における生活扶助基準の水準の妥当性に関する検証結果

1 年間収入階級別の消費データを用いて、変曲点(※)における消費支出額の分析を行った。

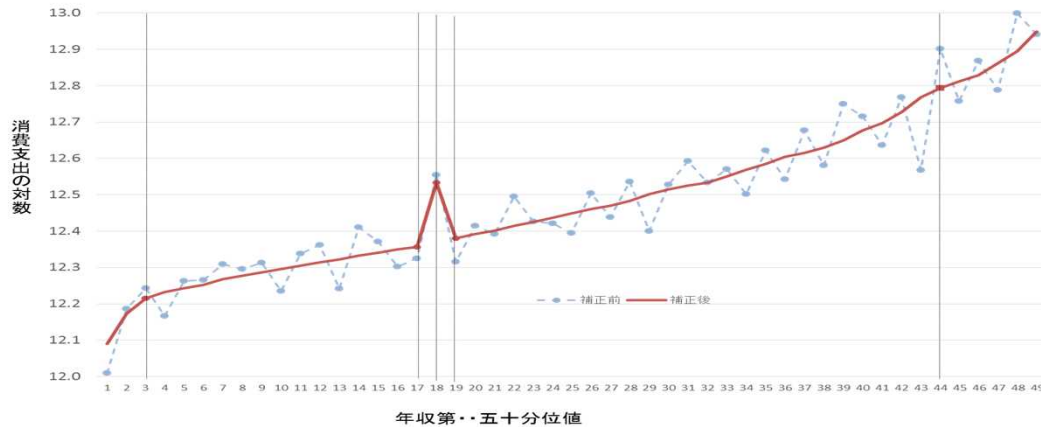
※ 「変曲点」…ある所得以下になると急激に消費支出が低下する点。大部分の国民が維持してきた生活様式が保たれる限界点と解釈し、昭和59年以降、変曲点の消費支出を最低生活水準とみなしている。(平成15年以降は年収階級第1・十分位(下位10%)の平均消費水準を参照)

2 消費支出額の分析のみでは、消費の内容面を確認することができないことから、今回、新たに消費支出階級別の消費データを用いて、家計の消費構造が変化(食費、光熱水費などの固定的経費の支出割合が上昇)する点の分析を併せて行った。

※ 昭和58年の検証において、変曲点以下の世帯では食費の支出が大部分を占め、交際費等の社会的経費の支出が急激に低下していくことを確認した。

1 年収階級別の消費支出額の変化に関する分析

年収階級50分位別 消費支出(対数)



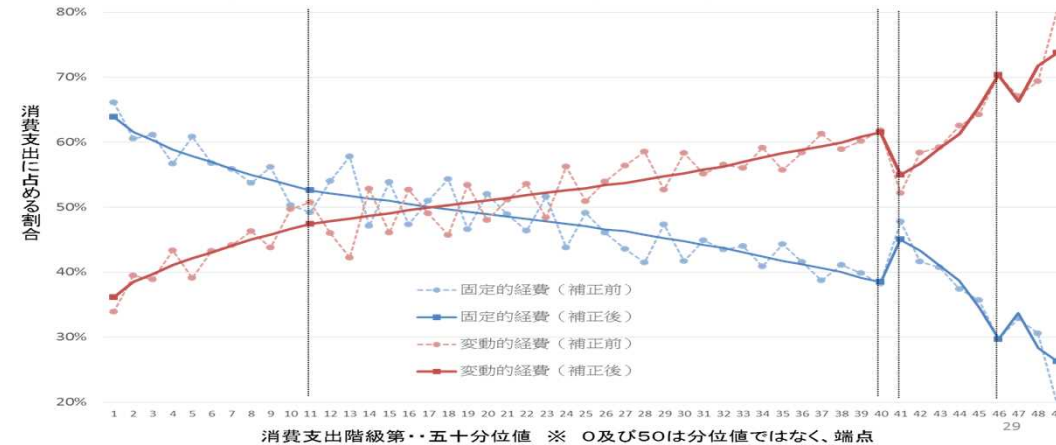
【変曲点の分析結果】

年間収入階級第3・五十分位値(第3～4・五十分位の平均)

第3・五十分位値の消費支出額(理論値): 約20万2千円

2 消費構造の変動に関する分析

消費支出階級50分位別 固定的・変動的経費のシェア



【消費構造が変化する点の分析結果】

消費支出階級第11・五十分位値(第11～12・五十分位の平均)

第11・五十分位値の平均消費支出額: 約19万8千円

1と2の分析結果のまとめ

1と2共に、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の平均消費支出額約20万2千円と同水準であることを確認。

比較対象の所得階層の決定

生活扶助基準と比較対象とする所得階層は、「夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位」と設定

検証結果

夫婦子1人世帯
の生活扶助基準額と
消費支出額との比較

概ね均衡

約13万6千円

基準額

現行の平均

約13万6千円

生活扶助
相当支出額

第1・十分位の平均
(第1～5・五十分位平均)

第3・五分位の消費水準に対する生活扶助基準額の水準について

- 今回の平成29年検証の結果において、中位所得階層の消費水準に対する生活扶助基準額の割合を確認したところ、
- ・ モデル世帯である夫婦子1人世帯では6割を超えている一方、
 - ・ 高齢者世帯では5割台の水準
- となっており、基準部会報告書において、一般低所得世帯との均衡をどう考えるか留意が必要とされている。
- なお、高齢者はフローの収入のみで消費を行っているわけではないと考えられるなど、収入の状況や消費の傾向が異なる様々な世帯類型ごとに、中位所得階層の消費支出に対する割合を比較・評価することの意義についても留意が必要である。

世帯類型	第1・十分位の生活扶助相当支出 ／第3・五分位の生活扶助相当支出	新基準額 ／第3・五分位の生活扶助相当支出
夫婦子1人(勤労者) (分母:65歳未満の夫婦 +18歳未満の子)	70% (分子:65歳未満の夫婦 +18歳未満の子)	67% (分子:30代夫婦+子3～5歳)
高齢夫婦(貯蓄加味) (分母:夫婦共に65歳以上)	61% (分子:夫婦共に65歳以上)	56% (分子:夫婦共に65～74歳)
高齢夫婦(世帯年収) (分母:夫婦共に65歳以上)	63% (分子:夫婦共に65歳以上)	56% (分子:夫婦共に65～74歳)
高齢単身(貯蓄加味) (分母:65歳以上)	50% (分子:65歳以上)	55% (分子:65～74歳)
高齢単身(世帯年収) (分母:65歳以上)	55% (分子:65歳以上)	54% (分子:65～74歳)
若年単身(勤労者) (分母:18歳から65歳未満)	69% (分子:18歳から65歳未満)	56% (分子:18歳から65歳未満)

注1:新基準額案は2級地の1の場合である。

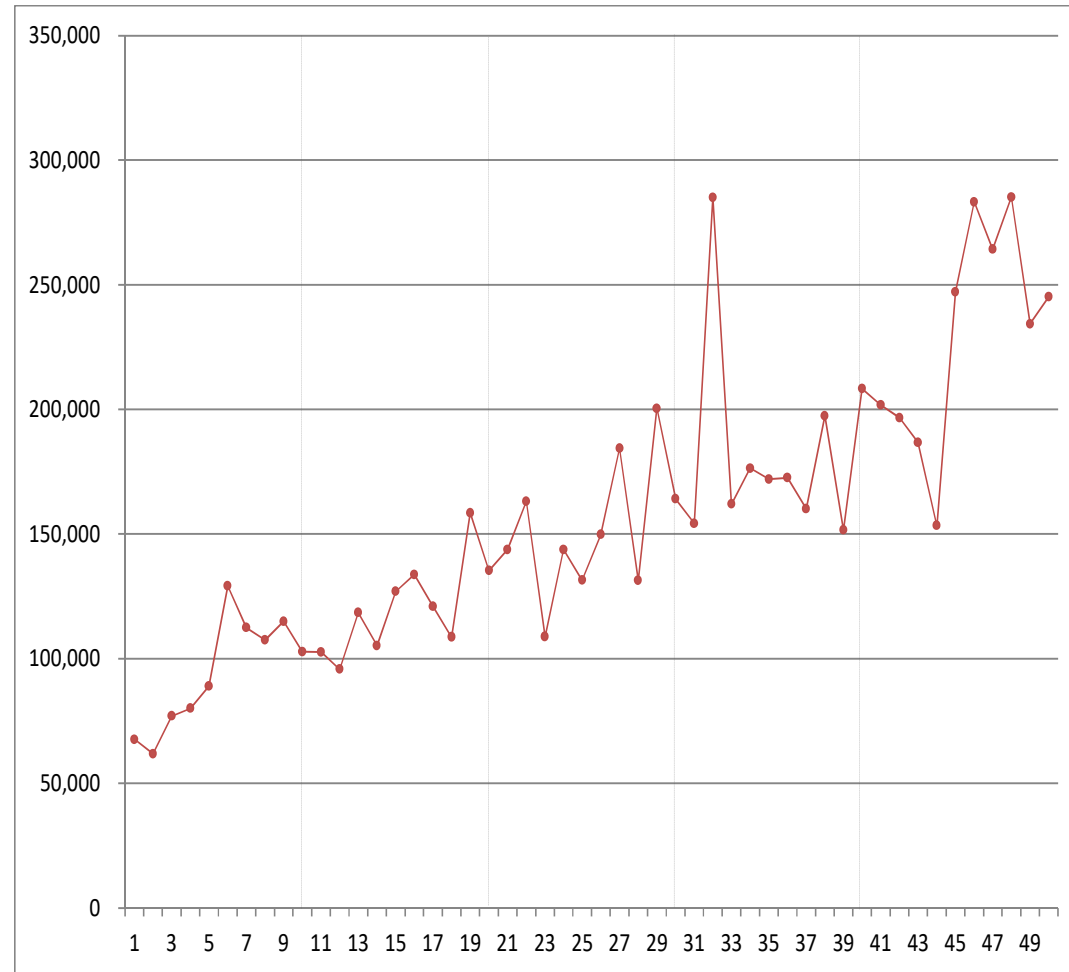
注2:高齢者世帯の「貯蓄加味」とは、貯蓄を考慮した年間収入(年間収入+(資産-負債)/平均余命)を用いたもの。

五十分位別の消費に関する分析①消費支出額の変動に関する検証 【(1)高齡単身世帯】

平成29年7月26日時点

＜貯蓄額の考慮方法(平均余命)＞第1～50・五十分位

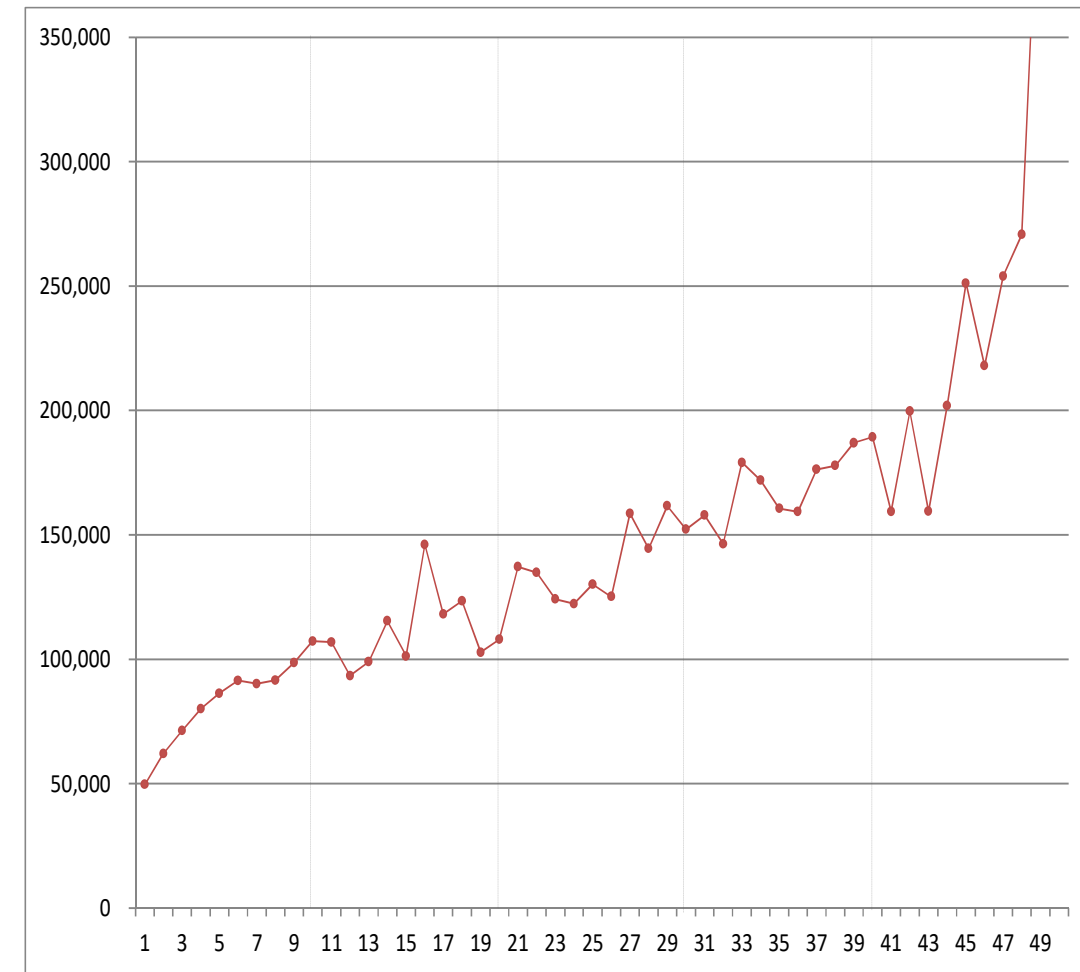
消費支出(円)



年収第・五十分位

＜貯蓄額の考慮方法(取崩)＞第1～50・五十分位

消費支出(円)



年収第・五十分位

※ 貯蓄(平均余命) : 年収に貯蓄額を平均余命で除した額を加えたもの 貯蓄考慮の年収 = 年収 + (資産－負債)／平均余命

貯蓄(取崩) : 年収に実際の貯蓄取崩額を加えたもの 貯蓄取崩額を考慮した年収 = 年収 + (預貯金引出＋繰入金) － (預貯金＋繰越金)

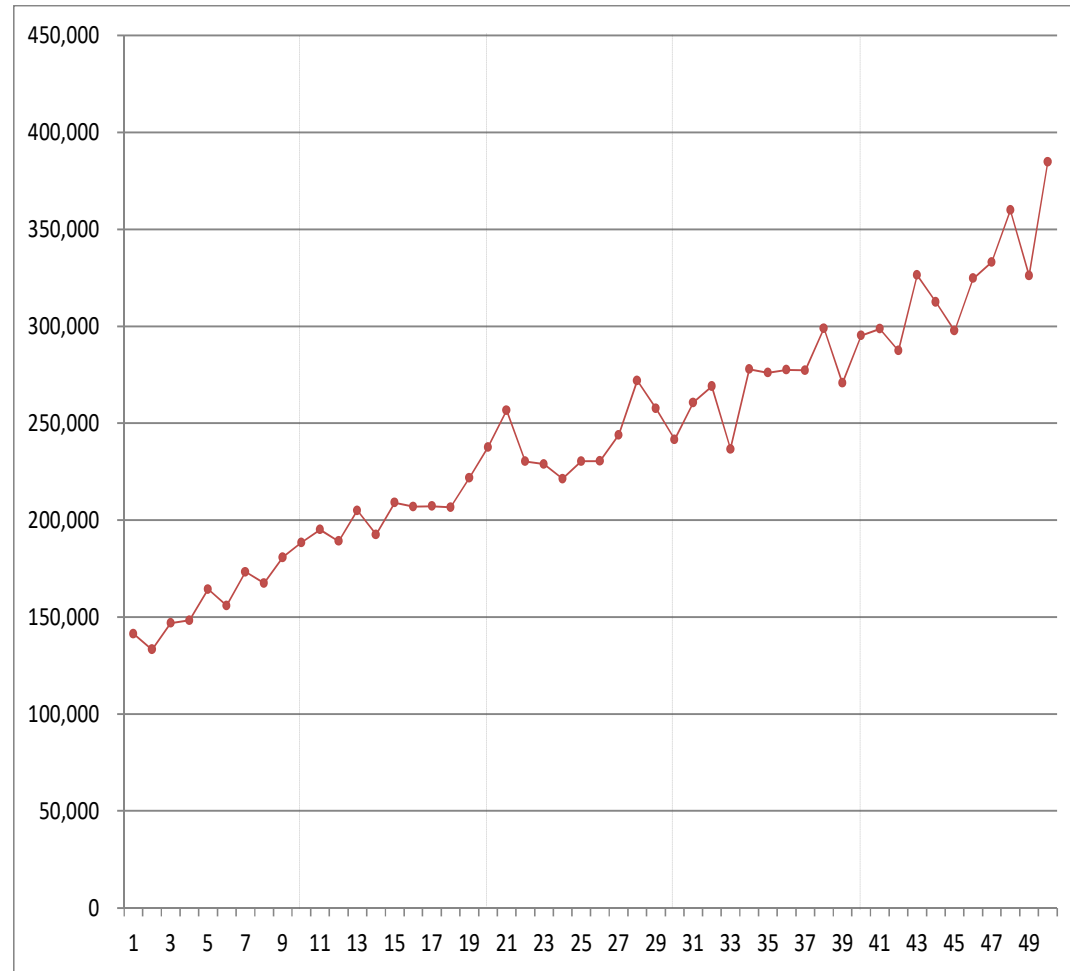
出典:「平成26年全国消費実態調査」(総務省統計局)(特別集計)

五十分位別の消費に関する分析①消費支出額の変動に関する検証 【(2)高齢夫婦世帯】

平成29年7月26日時点

＜貯蓄額の考慮方法(平均余命)＞第1～50・五十分位

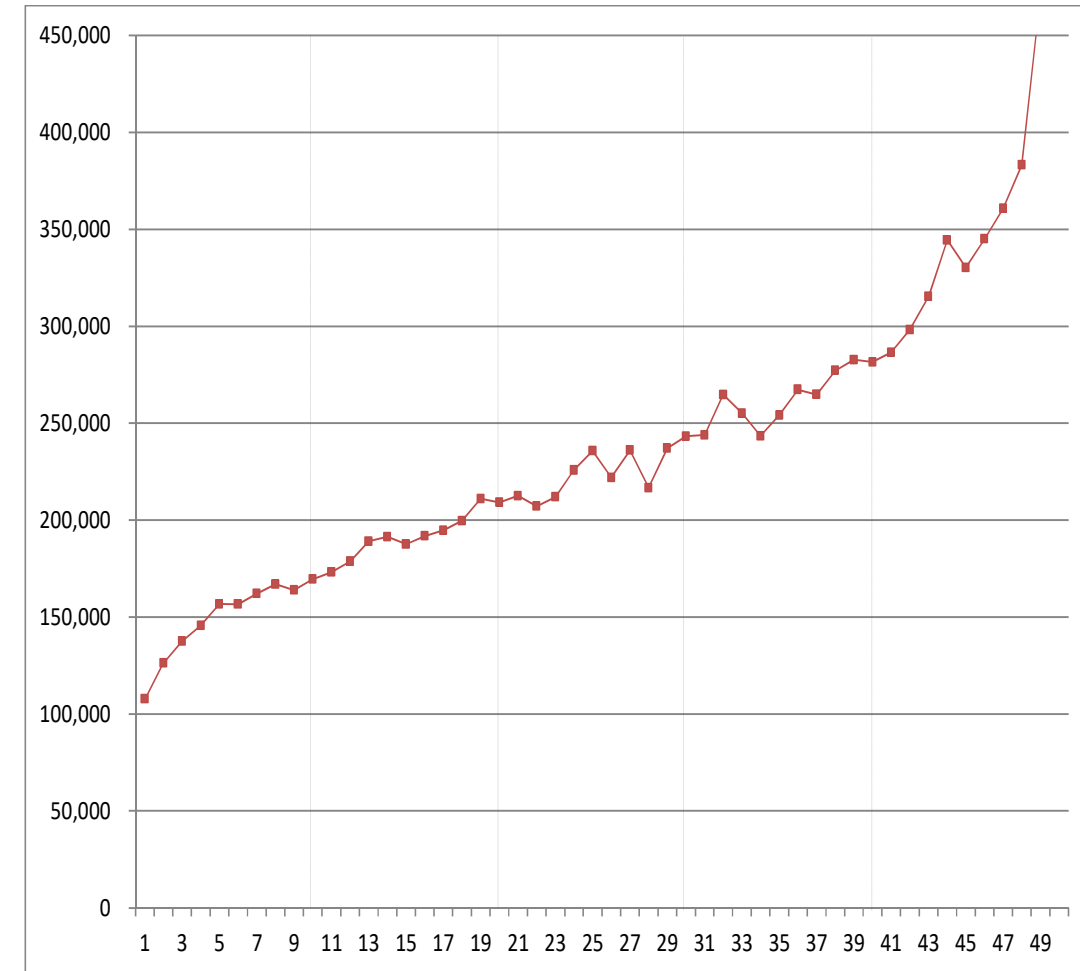
消費支出(円)



年収第・五十分位

＜貯蓄額の考慮方法(取崩)＞第1～50・五十分位

消費支出(円)



年収第・五十分位

※ 貯蓄(平均余命) : 年収に貯蓄額を平均余命で除した額を加えたもの 貯蓄考慮の年収 = 年収 + (資産－負債)／平均余命

貯蓄(取崩) : 年収に実際の貯蓄取崩額を加えたもの 貯蓄取崩額を考慮した年収 = 年収 + (預貯金引出＋繰入金) － (預貯金＋繰越金)

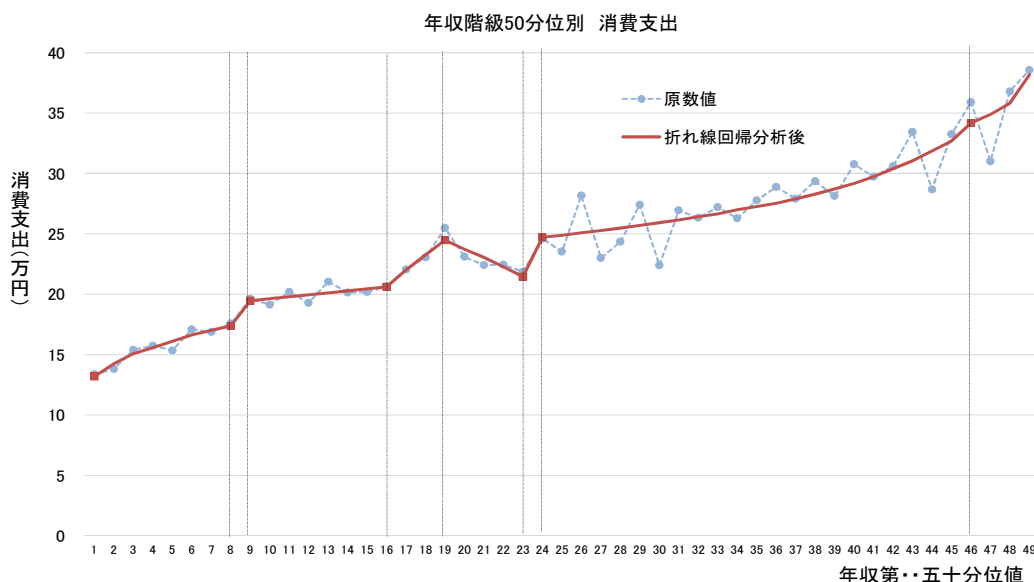
出典:「平成26年全国消費実態調査」(総務省統計局)(特別集計)

高齢夫婦世帯における検証結果

高齢者世帯は貯蓄等を取り崩して生活費を賄っていることが一般的であり、フローでみた年収階級別の分析の評価が難しく、貯蓄を年収換算する方法(平均余命を加味)に課題がある可能性があるため、年収階級別の分析を参照せず、消費支出階級別の折れ線回帰分析の結果を基に、現行の生活扶助基準額と消費支出階級第6～7・五十分位平均の生活扶助相当支出額との比較を行った。

高齢夫婦世帯(65歳以上)

1 年収階級別の消費支出額の変化に関する分析

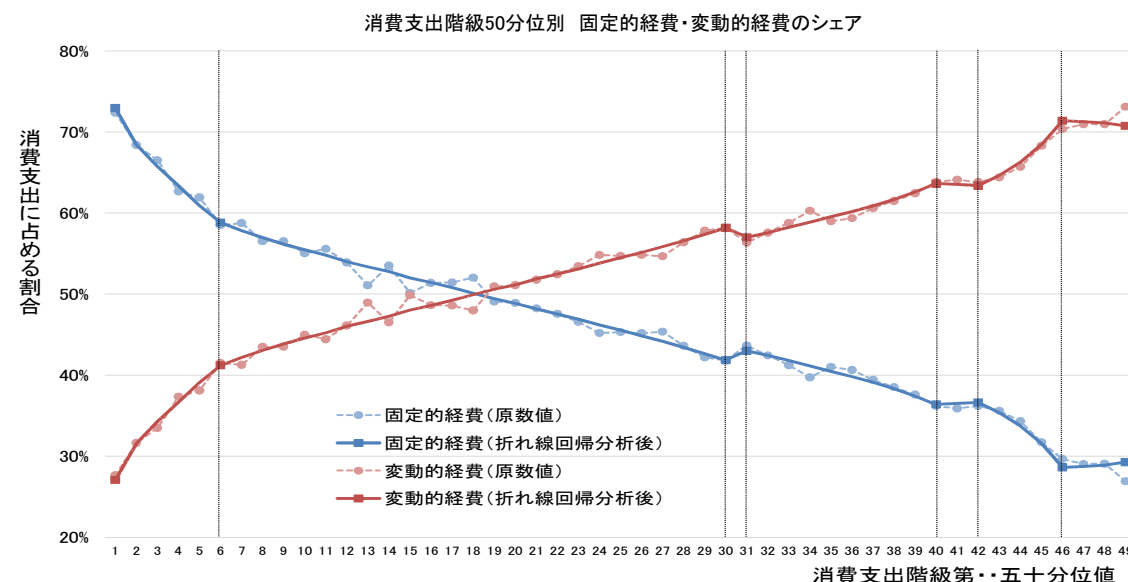


【変曲点の分析結果】

年間収入階級第9・五十分位値(第9～10・五十分位の平均)

第9・五十分位値の消費支出額: 約18万5千円

2 消費構造の変動に関する分析



【消費構造が変化する点の分析結果】

消費支出階級第6・五十分位値(第6～7・五十分位の平均)

第6・五十分位値の平均消費支出額: 約12万5千円

○ 高齢夫婦世帯における生活扶助基準額と消費構造が変化する点の消費水準(生活扶助相当支出)との比較

	生活扶助基準額の平均	消費構造が変化する点の生活扶助相当支出額
高齢夫婦世帯 (65歳以上)	約11.1万円(※) (※) 夫婦子1人世帯を基軸とした展開後の 高齢夫婦世帯の基準額	約10.9万円(※) (※) 消費構造が変化する点の消費支出のうち、生活扶助に 相当する額(消費支出階級第6～7・五十分位の平均)

水準の検証と年齢・世帯人員・級地別の展開について

- 水準の検証について、夫婦子1人世帯と、高齢夫婦世帯の2つのモデル世帯を設定したところであるが、展開の基軸として用いるモデル世帯としては、
 - ・若年者と高齢者で基軸を分けることは、現行の体系では2類費について年齢差を設けていないことや、若年者と高齢者との組み合わせの世帯に関する基準額設定の考え方等について課題があること
 - ・夫婦子1人世帯と高齢夫婦世帯のいずれかのモデルで展開する場合については、子どもの費用なども含んでいる夫婦子1人世帯から展開することが妥当であると考えられること
 - ・従来から、基準の展開については、夫婦子1人世帯(標準3人世帯)を基軸としてきたことから、今回の検証においても夫婦子1人世帯を基軸とすることとしてはどうか。
- 高齢夫婦世帯の水準の検証結果については、夫婦子1人世帯を基軸として展開を行った上で、展開後の高齢夫婦世帯の基準額との乖離がないか確認を行ってはどうか。

- モデル世帯からの消費実態(生活扶助相当支出)から、年齢・世帯人員・級地別の基準額表に展開する作業内容及び作業手順は次のとおり

【モデル世帯の消費実態から基準単価を算定】

- ・モデル世帯の、平均生活扶助相当支出(第1類費・第2類費別)(a)と、世帯構成等から得られる平均指数(b)を算定
- (a) / (b) により 1指数あたりの単価を算出

モデル世帯(夫婦子1人世帯:第1十分位)の消費実態

	級地	年齢構成	1類相当支出
A世帯	2-1	40代夫婦 子7歳	9.8万
B世帯	3-1	30代夫婦 子5歳	8.3万
C世帯	1-1	40代夫婦 15歳	10.1万
...			
平均			○.4万 (a)

指数の計算

$$(1.03+1.03+0.98) \times 0.833=2.53$$

$$(0.96+0.96+0.88) \times 0.833=2.33$$

$$(1.13+1.13+1.16) \times 0.833=2.84$$

平均2.〇〇(b)

【年齢・世帯人員・級地別の指数の算定】

サンプルデータにおける年齢・世帯人員・級地別の消費の差から、各要素別の指数を算定

第1類費(年齢別・級地別)指数の例

	級地 指数	1級地1 (1.10)	1級地2 (1.05)	2級地1 (1.00)	2級地2 (0.99)	3級地1 (0.93)	3級地2 (0.90)
年齢 指数							
0~5歳 (0.95)		1.05	1.00	0.95	0.94	0.88	0.86
6~11歳 (0.98)		1.08	1.03	0.98	0.97	0.91	0.88
12~17歳 (1.05)		1.16	1.10	1.05	1.04	0.98	0.95
18~64歳 (1.03)		1.13	1.08	1.03	1.02	0.96	0.93
65~74歳 (0.99)		1.09	1.04	0.99	0.98	0.92	0.89
75歳以上 (0.90)		0.99	0.95	0.90	0.89	0.84	0.81

第1類費(世帯人員別)指数 <通減率>の例

世帯人員数(通減率)	
単身世帯	1.00
2人世帯	0.888
3人世帯	0.833
4人世帯	0.777
5人世帯	0.733

※ 各指数の値はイメージであり、実際の算定結果ではない。

生活扶助基準の検証に用いた第1類費と第2類費の区分（平成29年検証）

■全国消費実態調査項目一覧（平成28(2014)年）

食料	1類	2類	備考
穀類			
米			
米	○		
パン			
パン	○		
麺類			
麺類	○		
他の穀類			
他の穀類	○		
魚介類			
生鮮魚介			
生鮮魚介	○		
塩干魚介			
塩干魚介	○		
魚肉練製品			
魚肉練製品	○		
他の魚介加工品			
他の魚介加工品	○		
肉類			
生鮮肉			
牛肉	○		
豚肉	○		
鶏肉	○		
合いびき肉	○		
他の生鮮肉	○		
加工肉			
ハム・ソーセージ	○		
他の加工肉	○		
乳卵類			
牛乳			
牛乳	○		
乳製品			
粉ミルク	○		
ヨーグルト	○		
バター・チーズ	○		
他の乳製品	○		
卵			
卵	○		
野菜・海藻			
生鮮野菜			
生鮮野菜	○		
乾物・海藻			
豆類	○		
干しのみ	○		
わかめ・こんぶ	○		
他の乾物・海藻	○		
大豆加工品			
豆腐	○		
油揚げ・がんもどき	○		
納豆	○		
他の大豆製品	○		
他の野菜・海藻加工品			
こんにやく	○		
野菜の漬物	○		
野菜・海藻のつくだ煮	○		
他の野菜・海藻加工品のその他	○		
果物			
生鮮果物			
生鮮果物	○		
果物加工品			
果物加工品	○		
油脂・調味料			
油脂			
食用油	○		
マーガリン	○		
調味料			
食塩	○		
しょう油	○		
みそ	○		
砂糖	○		
酢	○		
ソース・ケチャップ	○		
マヨネーズ・マヨネーズ風調味料	○		
ジャム	○		
ドレッシング	○		
カレールウ	○		
他の調味料	○		

食料(続き)	1類	2類	備考
菓子類			
菓子類	○		
調理食品			
主食用の調理食品			
弁当	○		
すし(弁当)	○		
おにぎり・その他	○		
調理パン	○		
他の主食用の調理食品	○		
他の調理食品			
冷凍調理食品	○		
そうざい材料セット(宅配)	○		
そうざい材料セット(宅配以外)	○		
他の調理食品のその他	○		
飲料			
茶類			
緑茶	○		
紅茶	○		
他の茶葉	○		
茶飲料	○		
コーヒー・ココア			
コーヒー	○		
コーヒー飲料	○		
ココア・ココア飲料	○		
他の飲料			
果実・野菜ジュース	○		
炭酸飲料	○		
乳酸菌飲料	○		
乳飲料	○		
ミネラルウォーター	○		
スポーツドリンク	○		
他の飲料のその他	○		
酒類			
清酒	○		
焼酎	○		
ビール	○		
ウイスキー	○		
ワイン	○		
発泡酒・ビール風アルコール飲料	○		
チューハイ・カクテル	○		
他の酒	○		
外食			
一般外食			
弁当(宅配)	○		
他の食事代	○		
喫茶代	○		
飲酒代	○		
学校給食			
学校給食	-		教育扶助
旅費(単身世帯)			
旅費(単身世帯)	○		

住居	1類	2類	備考
家賃地代			
家賃	-		住宅扶助
地代	-		住宅扶助
設備修繕・維持			
設備材料			
太陽光発電システム	-		対象外
他の設備器具	-		住宅扶助
修繕材料		○	
工事その他のサービス			
修繕・維持工事費	-		住宅扶助
火災・地震保険料	-		住宅扶助

光熱・水道	1類	2類	備考
電気代			
電気代		○	
ガス代			
都市ガス		○	
プロパンガス		○	
他の光熱			
灯油		○	
他の光熱のその他		○	
上下水道料			
上下水道料		○	

家具・家事用品	1類	2類	備考
家庭用耐久財			
家事用耐久財			
電子レンジ		○	
炊事用電気器具		○	
炊事用ガス器具		○	
電気冷蔵庫		○	
電気掃除機		○	
電気洗濯機・衣類乾燥機		○	
他の家事用耐久財		○	
冷暖房用器具			
エアコンディショナ		○	
ストーブ・温風ヒーター		○	
他の冷暖房用器具		○	
一般家具			
たんす		○	
食卓セット		○	
食器戸棚		○	
他の家具		○	
室内装備・装飾品			
照明器具		○	
室内装飾品		○	
敷物		○	
カーテン		○	
他の室内装備品		○	
寝具類			
ベッド		○	
布団		○	
毛布		○	
他の寝具類		○	
家事雑貨			
食卓用品		○	
台所用品		○	
他の家事雑貨		○	
家事用消耗品			
ティッシュ・トイレットペーパー		○	
台所・住居用洗剤		○	
洗濯用洗剤		○	
ポリ袋・ラップ		○	
柔軟仕上げ剤		○	
芳香・消臭剤		○	
他の家事用消耗品のその他		○	
家事サービス			
家事代行料		○	
粗大ゴミの処分代		○	
他の清掃代		○	
家具・家事用品修理代		○	
家具・家事用品賃借料		○	

被服及び履物	1類	2類	備考
和服			
男子用和服	○		
婦人用和服	○		
子供用和服	○		
洋服			
男子用洋服			
背広服	○		
男子用上着	○		
男子用ズボン	○		
男子用コート	○		
男子用学校制服	-		一時扶助、生業扶助
他の男子用洋服	○		
婦人用洋服			
婦人服	○		
婦人用上着	○		
スカート	○		
婦人用スラックス	○		
婦人用コート	○		
女子用学校制服	-		一時扶助、生業扶助
他の婦人用洋服	○		
子供用洋服			
子供用洋服	○		
シャツ・セーター類			
男子用シャツ・セーター類			
ワイシャツ	○		
他の男子用シャツ	○		
男子用セーター	○		
婦人用シャツ・セーター類			
ブラウス	○		
他の婦人用シャツ	○		
婦人用セーター	○		
子供用シャツ・セーター類			
子供用シャツ	○		
子供用セーター	○		
下着類			
男子用下着類			
男子用下着	○		
婦人用下着類			
婦人用下着類	○		
子供用下着類			
子供用下着	○		
生地・糸類			
生地・糸類	○		
他の被服			
ネクタイ	○		
男子用靴下	○		
婦人用靴下	○		
子供用靴下	○		
他の被服のその他	○		
履物類			
運動靴	○		
男子靴	○		
婦人靴	○		
子供靴	○		
他の履物	○		
被服関連サービス			
洗濯代	○		
被服賃借料	○		
他の被服関連サービス	○		

生活扶助基準の検証に用いた第1類費と第2類費の区分（平成29年検証）

保健医療	1類	2類	備考
医薬品			
健康保持用摂取品		○	
健康保持用摂取品		○	
保健医療用品・器具			
紙おむつ（大人用）	○		
紙おむつ（乳幼児用）	○		
保健用消耗品		○	
眼鏡	-		医療扶助
コンタクトレンズ	-		医療扶助
他の保健医療用品・器具		○	
保健医療サービス			
内科診療代	-		医療扶助
歯科診療代	-		医療扶助
出産入院料	-		医療扶助
他の入院料	-		医療扶助
整骨（接骨）・鍼灸院治療代	-		医療扶助
マッサージ料金等（診療外）	○		
人間ドッグ等受診料	○		
他の保健医療サービス	○		

交通・通信	1類	2類	備考
交通			
鉄道運賃	○		
鉄道通学定期代	-		教育扶助
鉄道通勤定期代	-		収入認定除外
バス代	○		
バス通学定期代	-		教育扶助
バス通勤定期代	-		収入認定除外
タクシー代		○	
航空運賃	○		
有料道路料	-		自動車等関連経費
他の交通	○		
自動車等関係費			
自動車等購入			
自動車購入	-		自動車等関連経費
自動車以外の輸送機器購入	-		自動車等関連経費
自転車購入			
自転車購入		○	
自動車等維持			
ガソリン	-		自動車等関連経費
自動車等部品	-		自動車等関連経費
自動車等関連用品	-		自動車等関連経費
自動車整備費	-		自動車等関連経費
年極・月極駐車場借料	-		自動車等関連経費
他の駐車場借料	-		自動車等関連経費
レンタカー・カーシェアリング料金	-		自動車等関連経費
他の自動車等関連サービス	-		自動車等関連経費
自動車保険料	-		自動車等関連経費
自動車保険料以外の輸送機器保険料	-		自動車等関連経費
通信			
郵便料		○	
固定電話通信料		○	
携帯電話通信料	○		
携帯電話	○		
他の通信機器		○	
宅配便送料		○	
他の運送料		○	

教育	1類	2類	備考
授業料等			
国立小学校	-		教育扶助
私立小学校	-		教育扶助
国立中学校	-		教育扶助
私立中学校	-		教育扶助
国立高校	-		高等学校等就学費
私立高校	-		高等学校等就学費
国立大学	-		対象外
私立大学	-		対象外
幼児教育費用（国立）	-		対象外
幼児教育費用（私立）	-		対象外
専門学校	-		高等学校等就学費
教科書・学習参考教材			
教科書・学習参考教材	-		教育扶助、高等学校等就学費、対象外
補習教育			
幼児・小学校補習教育	○		
中学校補習教育	○		
高校補習教育・予備校	○		

教養娯楽	1類	2類	備考
教養娯楽用耐久財			
テレビ		○	
携帯型音楽・映像用機器		○	
ビデオレコーダー・プレイヤー		○	
パソコン		○	
タブレット端末		○	
パソコン関連用品（周辺機器・部品・ソフトなど）		○	
カメラ		○	
ビデオカメラ		○	
楽器		○	
書斎・学習用机・椅子		○	
他の教養娯楽用耐久財		○	
教養娯楽用耐久財修理代		○	
教養娯楽用品			
耐久性交房具		○	
消耗性交房具		○	
スポーツ用具		○	
スポーツ用品		○	
テレビゲーム機		○	
ゲームソフト等		○	
他の玩具		○	
切り花		○	
音楽・映像用未使用メディア		○	
音楽・映像用収録済メディア		○	
ペットフード		○	
他の愛玩動物・同用品		○	
園芸用植物		○	
園芸用品		○	
電池		○	
他の教養娯楽用品のその他		○	
動物病院代		○	
他の愛玩動物関連サービス		○	
教養娯楽用品修理代		○	
書籍・他の印刷物			
新聞		○	
雑誌（週刊誌を含む）		○	
書籍		○	
他の印刷物		○	
教養娯楽サービス			
宿泊料			
宿泊料		○	
バック旅行費			
国内バック旅行費		○	
外国バック旅行費		○	
月謝類			
語学月謝		○	
他の教育的月謝		○	
音楽月謝		○	
他の教養的月謝		○	
スポーツ月謝		○	
自動車教習料		-	自動車等関連経費
他の月謝類		○	
他の教養娯楽サービス			
NHK放送受信料（BSを含む）	-		対象外
ケーブルテレビ放送受信料		○	
他の放送受信料		○	
映画・演劇・文化施設等入場料	○		
スポーツ観戦料	○		
ゴルフプレー料金	○		
スポーツクラブ使用料	○		
他のスポーツ施設使用料	○		
遊園地入場・乗物代	○		
他の入場・ゲーム代	○		
諸会費		○	
写真撮影・プリント代		○	
教養娯楽賃借料		○	
インターネット接続料		○	
コンテンツ利用料		○	
他の教養娯楽サービスのその他		○	

その他の消費支出	1類	2類	備考
諸雑費			
理美容サービス			
温泉・銭湯入浴料	○		
理髪料	○		
パーマ・カット代	○		
他の理美容代	○		
理美容用品			
理美容用電気器具	○		
他の理美容用品	○		
浴用・洗顔石けん		○	
シャンプー・歯磨き		○	
整髪・養毛剤	○		
化粧品	○		
身の回り用品			
傘	○		
かばん類	○		
寝具	○		
腕時計	○		
他の身の回り用品	○		
身の回り用品関連サービス	○		
たばこ			
たばこ	○		
他の諸雑費			
信仰・祭祀費		○	
祭具・墓石		○	
婚嫁関係費		○	
葬儀関係費	-		葬祭扶助
他の冠婚葬祭費		○	
医療保険料	○		
他の非貯蓄型保険料	○		
寄付金		○	
保育費用	-		対象外
訪問介護・通所サービス等費用	-		介護扶助
介護施設費用	-		介護扶助
介護機器等レンタル料	-		介護扶助
他の諸雑費のその他		○	
こづかい（使途不明）			
世帯主こづかい	○		
他のこづかい	○		
交際費			
贈与金			
贈与金		○	
他の交際費			
つきあい費		○	
住宅関係負担費		○	
他の負担費		○	
仕送り金			
国内遊学仕送り金		○	
他の仕送り金		○	

1. 次回調査の主な見直し内容

次回調査においては、統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化の観点から調査の方法・内容を見直す。

① 総世帯・単身世帯の統計精度の向上

- ◆ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図る。
- ◆ また、別集計としていた単身世帯のワンター調査の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用する。

② 所得・家計資産に関する統計精度の向上（ロング・ショートフォーム方式の導入）

- ◆ 配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る。

③ 報告者負担の軽減（非標本誤差の是正・抑制）、調査事務の減量・効率化

- ◆ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制を図る。
- ◆ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差の縮小を図る。
- ◆ 無記名回答、調査項目の改廃のほか、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略にする。
- ◆ 調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を次回調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る。

2. 次回調査の概要案

調査期間：2019年10月・11月

市町村調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

基本調査（ロングフォーム）

- ◆ 調査規模：約40,000世帯（二人以上の世帯：約33,300世帯、単身世帯 約6,700世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

簡易調査（ショートフォーム）

- ◆ 調査規模：約44,000世帯（二人以上の世帯：約36,400世帯、単身世帯 約7,300世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票

都道府県調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

家計調査世帯特別調査 ※家計調査の調査世帯を対象

- ◆ 調査規模：約6,000世帯（二人以上の世帯：約5,400世帯、単身世帯 約500世帯）
- ◆ 調査票：家計調査世帯用特別調査票

個人収支状況調査 ※家計調査の調査終了世帯を対象

- ◆ 調査規模：約900世帯（二人以上の世帯）
- ◆ 調査票：個人収支簿

民間委託調査

調査の流れ：総務大臣－民間事業者－調査世帯

単身世帯モニター調査

- ◆ 調査規模：約2,000世帯（単身世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

3. 基幹統計の設計概要

